

# 紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

自 2022年（令和4年）4月1日  
計画期間  
至 2032年（令和14年）3月31日

（2025年（令和7年）12月変更）

和歌山県



## 紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2026年（令和8年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：ha）

区分	面 積	備 考
総 数	62, 219	△29ha
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6, 026 △2ha
	海南市	3, 884
	橋本市	7, 091 △43ha
	紀の川市	10, 381 13ha
	岩出市	1, 365 △0ha
	紀美野町	9, 682 2ha
	かつらぎ町	9, 867
	九度山町	3, 231 1ha
	高野町	10, 692

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す

小数点以下四捨五入のため、0.5ha未満の増減は「0」と表現している

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

2 「第3-6-（1）森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針」の一部を次のとおり変更する

(略)

なお、施業の集約化に必要となる県で有する森林簿及び航空レーザ測量等により整備した情報について

は、県が定める和歌山県森林計画情報等管理要領に基づく提供や、和歌山県森林クラウドシステム等によるオープンデータ化を行うとともに、市町村の林地台帳の活用等により精度の向上に努める。

(以下略)